

今年度から変わります! 被扶養者資格調査(検認)実施のお知らせ

日本特殊陶業健康保険組合では、健康保険法施行規則第50条及び厚生労働省保険局の通知・指導に基づき、被扶養者の資格確認(継続認定)を実施しています。

今年度より、提出書類の負担軽減を目的とし、マイナンバー制度の情報連携を利用した調査を実施します。



マイナンバー制度の情報連携とは

健康保険組合が専用のネットワークシステムを用いて、行政機関等に所得情報や世帯情報を照会することです。

? 情報連携を利用するとどうなるの?

資格調査のため提出する調査書など

✓ 面倒な書類の記入が不要!

所得証明書、住民票、年金受給証明書など

✓ 提出書類を取得しなくていい!

事前に情報を照会するので、

皆様からご提出いただく書類を**必要最小限**にできます!

情報連携で
取得する情報

世帯番号による同別居状況と令和7年中の所得情報を確認します。
給与収入・公的年金収入のみであることが確認できた方は、今回の調査で所得証明書の提出が不要になります。
情報連携により照会された履歴はマイナポータルの「行政機関のあいだでの情報履歴」に記録されます。



ご注意

ただし、マイナンバー制度の情報連携を実施後に、調査が必要となる場合があります。調査が必要となった方には、9月に自宅へ調査書類一式を送付します。同封の調査書に必要書類が印字されていますので、期日までにご提出ください。

追加調査が必要となる対象者

情報連携による審査の状況が次のいずれかに当てはまる方

- 所得情報が確認できなかった方
- 世帯状況が確認できなかった方・別居の方
- 収入額が年間基準を超過している可能性が確認できた方
- 被保険者収入の2分の1以上の収入がある方
- 事業所得や雑所得がある方
- 令和8年1月1日時点から住所(市町村)が変更になっている方



調査書類が…

届いた方

調査書類一式を受け取った方は、同封の調査書に必要書類が印字されていますのでご確認のうえ、ご提出をお願いします。

届かなかった方

情報連携で取得したデータにより、「認定」と確認ができた方は追加の調査は無しで継続加入となります。

お問い合わせ・ご不明な点等はこちらで対応いたします

日本特殊陶業健康保険組合
資格調査専用コールセンター

無料
通話

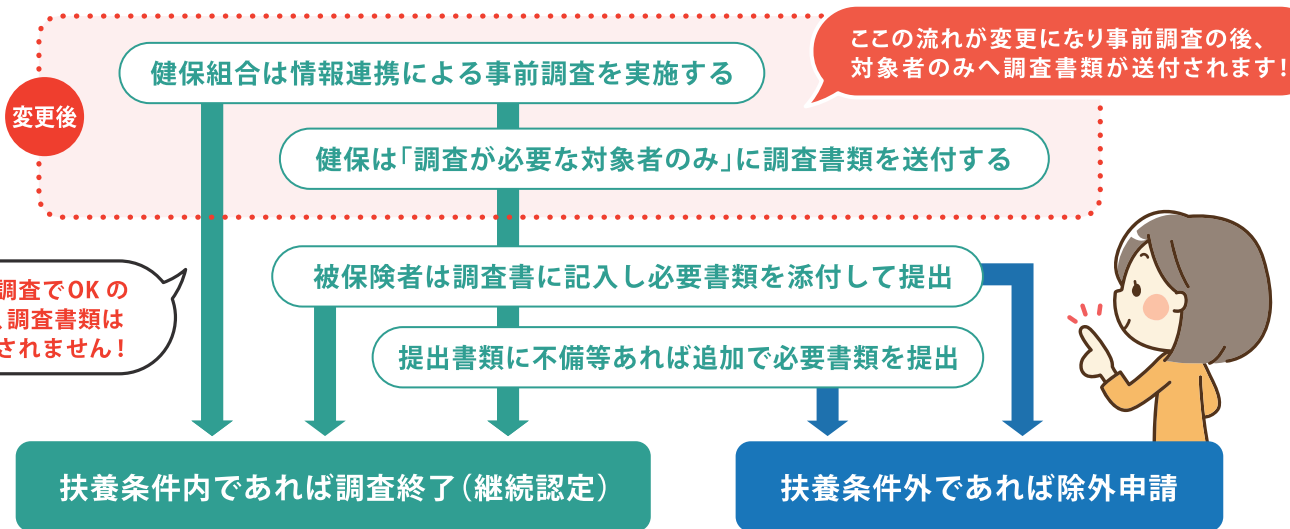
☎ 0120-206-286

(平日 9:00 ~ 17:00)

※7月以降、加入者は誰でもご利用できます

変更後の調査の流れ

従来は被扶養者のいる「**対象者全員**」へ調査書類を送付しておりましたが、今回より事前調査を行い、「**調査が必要な方のみ**」へ送付することといたしました。



よくあるご質問

対象となる被扶養者がいる家庭にだけ調査書類の案内が届きます！

Q 被扶養者の資格確認（継続認定）ってなに？

毎年一定の期日を定め、被扶養者に係る確認をすることです。
皆様の大切な保険料を公正に運用し、組合運営の適正化を図るため、実施が義務づけられています。

健康保険法施行規則第50条

保険者は、毎年一定の期日を定め、資格確認書の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる

厚生労働省通知

- 厚生労働省保険局長通知（保発第1029004号）
被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から、毎年実施すること
- 厚生労働省保険局課長通知（保保発第1029005号）
被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること

Q マイナンバーを健康保険組合が利用しているの？

健康保険組合は、マイナンバーを取り扱うことができる「個人番号利用事務実施者」となっておりマイナンバーを使って、マイナンバー法で定める行政事務を処理することができます。
「個人番号利用事務実施者」として、事務の範囲内でマイナンバーを使用します。

Q 自分や家族がなにか手続きする必要はある？

基本的には手続きの必要はありません。
ただし、調査の結果、追加で確認が必要な場合には、後日、書類の提出をお願いすることがあります。

Q 情報漏洩に対する対策はされているの？

情報連携では、マイナンバーを直接用いず、情報保有機関ごとに振り出された符号を使用し、芋づる式に情報が漏洩することを防止するなど様々な対策を講じています。

個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）

日本特殊陶業健康保険組合は、加入者個人に関する情報を適切に保護するための基本方針と、個人情報の利用目的をホームページ（<https://ngkntk-kenpo.or.jp/policy>）にて公表しています。

